

亀山市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第16号

亀山市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 [略] <u>(条例第2条第4号に規定する規則で定める者等)</u> 第2条 <u>条例第2条第4号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者</u> <u>(2) 鉄道事業法（昭和61年法</u>	(趣旨) 第1条 [略] [条を加える。]

律第92号) 第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法
(大正10年法律第76号) 第4
条に規定する軌道経営者

(3) 海上運送法 (昭和24年法律第187号) 第23条の3第2
項に規定する船舶運航事業者

(4) 航空法 (昭和27年法律第231号) 第2条第18項に規定
する航空運送事業を営業者

(5) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第9条第7項第3
号に規定する一般旅客自動車運送事業者

(6) 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2条第1項に規定
する旅館業を営業者

(7) 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号) 第7条第1
項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法
(平成元年法律第82号) 第55
条第1項に規定する貨物利用運送事業者

(8) 割賦販売法 (昭和36年法律第159号) 第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者
(市との契約によりカード等 (同法第2条第3項第1号に規定する

カード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の出張に係る役務の対価の支払のみのために出張者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（出張命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第3条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により出張を中止し、又は変更した場合とする。

[条を加える。]

2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる金額とする。

（1） 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の

取消手続をとったにもかかわらず
なお支払う必要がある額を比較し、
当該各費用ごとのいずれか少ない
額の合計額

(2) 宿泊費及び包括宿泊費につ
いては、当該各種目について条例
第13条及び第14条並びに条例
第6条の規定により計算した額と
現に支払った額で所要の払戻手続
をとったにもかかわらず払戻しを
受けることができない額又は所要
の取消手続をとったにもかかわらず
なお支払う必要がある額を比較
し、当該各種目ごとのいずれか少
ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、
手数料その他の出張命令等の変更
等に伴い支給する必要があるもの
として出張命令権者が認めた額
(旅費額を喪失した場合における旅
費)

第4条 条例第3条第6項に規定する
規則で定める事情は、交通事故その
他の条例第3条第6項に規定する者
の責めに帰することができない事情
とする。

2 条例第3条第6項に規定する規則
で定める金額は、次に掲げる金額と
する。

[条を加える。]

(1) 現に所持していた旅費額
(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該出張について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の出張を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(出張命令書等の記載事項又は記録事項)

第5条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、所属名、出張者氏名、出発地、用務、用務先、帰着地及び出張期間とする。

(出張命令等の変更の申請)

第6条 出張者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により出張命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等)

第7条 条例第7条第6項に規定する

(出張命令書等の様式)

第2条 条例第4条第4項及び第11条第1項の規定による様式は、出張命令(依頼)書(様式第1号)及び出張命令(依頼)書(精算)(様式第2号)とする。

[条を加える。]

[条を加える。]

規則で定める請求書の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 次号から第4号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

(2) 条例第3条第2項第2号に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書

(3) 条例第3条第5項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書

(4) 条例第3条第6項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書

(5) 条例第3条第7項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

2 条例第7条第6項に規定する規則で定める必要な資料の種類は、別表第1のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第4項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

3 条例第7条第6項に規定する規則

で定める記載事項又は記録事項は、別表第2の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第3の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第2中「請求者」とあるのは、「出張者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、支払担当者が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもって、第1項第5号に掲げる請求書に代えることができる。

5 出張命令権者及び支払担当者は、出張者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、出張命令権者及び支払担当者は、出張者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

7 支払担当者は、旅費を支給し、又

は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載し、又は記録するものとする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第8条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第10条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(退職者等の旅費の細則)

第11条 条例第16条第1項に規定する規則で定めるものは、職員が出張中に退職等となった場合には、出

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧勤務場所に出張するものとして計算した旅費とする。

(遺族の旅費の細則)

第12条 条例第17条に規定する規則で定めるものは、職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第3号に掲げる順序により、同順位者があ
る場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第13条 条例第18条に規定する条例第3条第4項の規定により出張する者に支給する旅費は、関係行政機関の職員についてはその職において受けることのできる旅費とし、その他の者については一般職に属する職員の例により計算した旅費とする。
ただし、出張の性質、用務の内容等を考慮し出張命令権者が任命権者の承認を得た場合はこの限りでない。

(給与の種類)

第14条 条例第21条第3項に規定する規則で定める給与の種類は、亀山市職員給与条例（平成17年亀山

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

市条例第43号)に規定する給料、
扶養手当、地域手当、管理職手当、
管理職員特別勤務手当、時間外勤務
手当、休日勤務手当、夜間勤務手
当、宿日直手当及び特殊勤務手当又
はこれらに相当する給与とする。

[条を削る。]

[条を削る。]

[条を削る。]

(路程の計算)

第3条 旅費の計算上必要な路程の計
算は、次の各号の区分に従い、当該
各号に掲げるものにより行うものと
する。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和
61年法律第92号)第13条に
規定する鉄道運送事業者の調べに
係る距離表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに
係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 路程の計算について
信託するに足る者により証明され
た路程

(研修等旅費)

第4条 条例第7条第2項に規定する
規則で定める出張は、次に掲げるも
のとする。

(1) 研修、講習、訓練その他こ
れらに類する目的のための出張

(2) 他の団体又は官公庁の主催
する視察等に参加するための出張

第5条 前条の旅費額は、次に掲げる

とおりとする。

(1) 鉄道賃 条例第12条に定める額

(2) 船賃 条例第13条に定める額

(3) 航空賃 条例第14条に定める額

(4) 車賃 条例第15条に定める額

(5) 日当 条例第16条に定める額とする。ただし、前条第1号に該当する場合は出張の日程の7日目から、同条第2号に該当する場合は出張の日程の4日目から、それぞれその半額とする。

(6) 宿泊料 条例第17条に定める額

(市内出張の旅費等)

[条を削る。]

第6条 条例第7条第3項に規定する市内旅費は、次に掲げるとおりとする。

区分	車賃
出張が片道2キロメートル以上の場合	1キロメートルにつき23円又はバス賃実費

(市内出張の計算等)

第15条 市内出張命令は、第5条の規定にかかわらず、市内出張カード(様式第1号)で行い、1月ごとに

[見出しを付する。]

第7条 市内出張命令は、第2条の規定にかかわらず、市内出張カード(様式第3号)で行い、1月ごとに

<p>計算して、翌月に支給する。</p> <p>[条を削る。]</p> <p>[条を削る。]</p> <p>(私用車の公務使用)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p><u>2 出張者が亀山市職員給与条例第28条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この項において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、出張の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しない。</u></p>	<p>計算して、翌月に支給する。</p> <p><u>(特別車両料金)</u></p> <p><u>第8条 条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める職員は、市長とする。</u></p> <p><u>(車賃の支給規制)</u></p> <p><u>第9条 条例第15条第3項に規定する車賃は、滞在費3日を限度として支給する。</u></p> <p>(私用車の公務使用)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 (第7条関係)

請求書に添付する資料

	区分	添付する資料
1 鉄道賃	条例第9条第1項第1号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	(1) 運賃の等級及び額を証明するに足る資料 (2) その支払を証明するに足る資料
	条例第9条第1項第2号から	その支払を証明するに足る資料

	第6号までに掲げる費用	(急行料金にあっては、支払担当 者が必要と認める場合に限る。)
2 船賃	条例第10条第1項第1号に 掲げる運賃(運賃の等級が区 分された船舶による移動に限 る。)	(1) 運賃の等級及び額を証明す るに足る資料 (2) その支払を証明するに足る 資料
	条例第10条第1項第2号か ら第5号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
3 航空賃	条例第11条第1項第1号に 掲げる運賃	(1) 運賃の等級及び額を証明す るに足る資料 (2) その支払を証明するに足る 資料
	条例第11条第1項第2号及 び第3号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
4 その他の交通費		その支払を証明するに足る資料
5 宿泊費		その支払を証明するに足る資料
6 包括宿泊費		(1) その支払を証明するに足る 資料 (2) その移動に係る交通費の内 容を証明するに足る資料
7 条例第16条に規定する旅費		(1) 請求する種目に相当するも のに応じた1から6までに掲 げる資料 (2) 退職等の事由を証明する資 料 (3) 所定の期間内に退職等に伴 う出張をしたことを証明する に足る資料 (4) 出張中に退職等となったこ とを証明する資料
8 死亡時旅費請求書により請求する旅費		(1) 請求する種目に相当するも のに応じた1から6までに掲 げる資料 (2) 職員の死亡及びその死亡地 を証明する資料 (3) 遺族であることを証明する 資料(請求者が遺族である場 合に限る。)
9 旅費損失請求書により請求する旅費		(1) 損失となる金額又は支出を 要する金額を証明するに足る 資料 (2) 出張命令等の変更、条例第 3条第1項、第2項及び第4 項の規定により旅費の支給を

	受けることができる者の死亡又は第3条第1項に掲げる場合に該当することを証明する資料
10 旅費喪失請求書により請求する旅費	(1) 天災又は第4条第1項に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 (2) 喪失額を証明するに足る資料

別表第2 (第7条関係)

旅費の請求に係る記載事項又は記録事項 (請求書)

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	(1) 請求者の所属、職名及び氏名 (2) 出張日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地(宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。)、種目及びその金額 (3) 請求年月日 (4) 概算額、精算額、追給額及び返納額(これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。)
死亡時旅費請求書	(1) 請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属、職名及び氏名 (2) 請求額 (3) 種目及びその金額 (4) 請求年月日
旅費損失請求書	(1) 請求者の所属、職名及び氏名(これらについては、請求者が職員である場合に限る。) (2) 請求者の住所、職員との続柄及び氏名(これらについては、請求者が遺族である場合に限る。) (3) 請求者の所属団体、役職及び氏名(これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。) (4) 請求額 (5) 種目及びその金額 (6) 損失事由 (7) 請求年月日
旅費喪失請求書	(1) 請求者の所属、職名及び氏名 (2) 請求額 (3) 喪失以後の出張に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 (4) 喪失以後の出張に必要な旅費について、出張日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及び

	その金額 (5) 喪失事由 (6) 請求年月日
--	-------------------------------

備考

- 出張日ごとに記載し、又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の出張日にわたる旅費である場合には、複数の出張日をまとめて記載し、又は記録することができる。
- 概算払に係る旅費を精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載し、又は記録することができる。

別表第3（第7条関係）

旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）

区分	記載事項又は記録事項
1 鉄道賃	条例第9条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第5号までに掲げる料金及び同項第6号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
2 船賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
3 航空賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる座席指定料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
4 その他の交通費	金額
5 宿泊費	金額
6 包括宿泊費	金額
7 宿泊手当	定額

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「（第7条関係）」を「（第15条関係）」に改め、同様式を様式第1号とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第11条及び第12条の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第3条及び第4条の規定は、亀山市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和8年亀山市条例第6号。以下この項において「改正条例」という。）による改正後の亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）第3条第5項及び第6項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正条例による改正前の亀山市職員の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。